

## 新市建設計画の変更について

### 1 新市建設計画とは

平成17年4月1日に、佐久市、臼田町、浅科村、望月町の4市町村が合併し、新佐久市が誕生しました。

新市建設計画は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会が策定したもので、新佐久市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく各種の施策を明らかにし、その実現を図ることにより4市町村の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものであります。

### 2 計画変更の趣旨

平成30年4月に、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況を踏まえ、合併特例債の発行可能期間のさらに5年間再延長を行うことができる法改正が行われました。

現在の新市建設計画の計画期間は、平成32年度までとなっているため、計画期間を5年間延長し、平成37年度までの計画とするものです。

※平成24年には、東日本大震災の発生を受け、合併特例債の発行期限を5年間延長する法改正が行われており、佐久市でも総合計画審議会から意見聴取を行った上、新市建設計画を平成32年度まで延長しています。

### 3 計画変更の内容

- (1) 計画期間を5年延長し、合併日の属する年度及びこれに続く20ヶ年とする。  
(平成37年度まで)
- (2) 当該延長期間に係る財政計画を追加する。  
(市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第5条第1項の規定により、財政計画は、新市建設計画の構成要素とされています。)

### 4 変更スケジュール

- (1) 総合計画審議会からの意見聴取（旧合併特例法第5条第9項を準用）
- (2) 県との協議（旧合併特例法第5条第8項） 11月～1月
- (3) 議会議決（旧合併特例法第5条第7項） 3月議会に議案提出予定